

10 北朝鮮当局による拉致問題の完全解決について

《提案・要望の内容》

- 北朝鮮当局による拉致の問題を政府の外交上の最優先課題に位置づけ、「対話と圧力」による解決という方針を貫き、拉致問題の全面的な調査のやり直しを北朝鮮当局に対し強く求め、松本京子さんをはじめとする全ての政府認定拉致被害者及び特定失踪者の一刻も早い帰国を実現し、拉致問題を完全解決すること。

※北朝鮮当局が人工衛星と称する事実上のミサイルを発射したことは、国際連合安全保障理事会決議違反であり、対話を通じた拉致問題解決に逆行する暴挙。これに屈することなく、政府として、国際社会と連携し毅然とした態度で臨むこと。

<参考>

【政府認定拉致被害者】

- ①松本京子さん（まつもと きょうこ米子市出身、当時29歳）：昭和52（1977）年10月21日、自宅近くの編み物教室に向かったまま行方不明。

※平成18（2006）年11月20日、政府が拉致被害者と認定
（全国で17人目、県内初）



【特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている人）】 ※特定失踪者問題調査会の公表による

- ②古都瑞子さん（ふるいちみずこ日南町出身、当時47歳）：昭和52（1977）年11月14日、普段着で出かけたまま行方不明。自宅には旅行の切符やポケベルも置いたまま。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年8月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ③矢倉富康さん（やくらとみやす米子市出身、当時36歳）：昭和63（1988）年8月2日、一人で出漁して行方不明。精密工作機械製作の元エンジニア。

※平成19年6月、特定失踪者問題調査会は、調査の結果「拉致の可能性が高い」と判断

平成19年10月、米子警察署に告発状（所在国外移送目的略取誘拐罪）を提出。



- ④上田英司さん（うえだ えいじ伯耆町出身、当時20歳）：昭和44年（1969）11月4日、「京都に行ってくる」と東京の下宿家主に言ったまま行方不明。荷物は紙袋一つ。



11 周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について

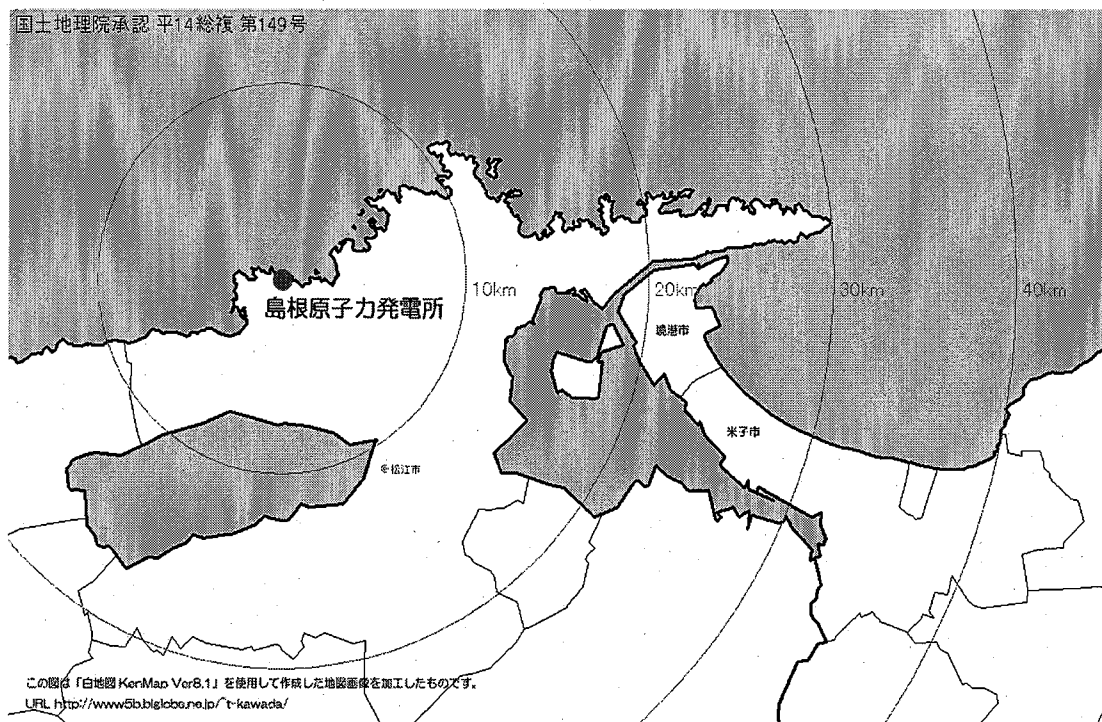
《提案・要望の内容》

- 原子力発電所の運転にあたっては、地域の安全を第一義とし、周辺地域の意見を踏まえ、新たな原子力安全規制体制のもと、福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する安全基準に基づき、政府が責任をもって判断するとともに、原子力安全規制行政が、国民の目に見えるように透明化すること。
- 福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策等の抜本的な見直しを行うとともに、国において地震及び津波等のシビアアクシデント（過酷事故）に対する安全性を点検した上で、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。
- 原子力防災対策などに必要となる防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）、原子力災害に対応する医療体制（除染施設、排水処理施設、ホールボディカウンター等）、避難体制の整備、住民等への情報公開、被ばく検査及び専門職員を配置するための人件費などに要する経費について、国が負担すること。
併せて、緊急時防護措置準備区域（UPZ）への対応のため原子力防災体制の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線等監視交付金について、必要な予算を確保するとともに交付金の限度額を撤廃し、早期に交付すること。また、交付金の執行にあたっては、原子力関係施設等が特殊なものであることを考慮し、新たに指定されたUPZに対応するための機器等の整備が可及的速やかに行えるよう柔軟な対応を行うこと。
- 従来の制度にとらわれず、新たに関係周辺都道府県となる府県に必要な原子力防災資機材（ホールボディカウンターや防護服、放射線測定器等）の緊急整備を行うこと。
- 原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす断層についても改めて調査を行うこと。
- 原子力発電所の運転にあたっては、地方自治体の地域防災計画（原子力災害対策編）などの防災対策が整備されていることを確認すること。
- 地方自治体、住民等が参加できる法的な安全体制を検討し、整備すること。

<参考>

※鳥取県境から島根原子力発電所までの距離は最短で約17km。

UPZ（30km圏内）では境港市と米子市の一部が対象となる。



島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の不足額は概算で約23億円!

- ・ 緊急に原子力防災体制の整備が必要。 (単位:百万円)
- ・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。

国の支援策	事業内容	平成24年度 所要額	平成25年度 所要額	平成26年度所 要額(不足額)
原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(規制委員会)	被ばく医療用資機材、安定ヨウ素剤等	76	43	15
	ホールボディカウンタ、除染施設等	0	394	150
	防災資機材等の整備・維持、防災訓練	85	236	
	SPEEDIシステム、防災ネットワークシステム等の整備・維持	12	139	
放射線監視等交付金(文部科学省)	平常時モニタリング資機材、モニタリングポスト整備等	4	134	371
	放射線監視施設整備	0	45	800
	非常勤人件費、専門家会議等	3	4	3か年で整備のためには限度額超過
原子力施設等防災対策等交付金(規制委員会)	非常用通信設備(衛星電話)等	71		
合計		251	995	1,336

約23億円不足!

12 原子力発電所における防災対策の強化について

《提案・要望の内容》

【原子力防災体制の強化】

- 中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。
- 国が中心となって原子力安全対策・防災対策を講ずるとともに、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整や関係自治体等への助言等を行うこと。
- 鳥根県と共通の鳥根原子力発電所に係る被害想定のもとに連携して、原子力防災体制整備、住民避難計画策定等、更には地域防災計画（原子力災害対策編）見直し等のため、国において専門的見地から公表した放射性物質の放出量等の被害想定について、広く県民に説明すること。
- 避難先への輸送手段の確保については、避難者数が多く、避難に必要な輸送手段等の全てを県で確保することは困難なため、国において、避難者の輸送手段（バス、鉄道、福祉用車両、ヘリコプター等）や運転者の確保など人的支援を速やかに確保する仕組みを構築すること。

【緊急時に備えた体制の整備】

- 鳥根原子力発電所に係るSPEEDIの計算範囲を拡大し、少なくとも鳥取県全域が配信図形に反映されるようにするとともに、住民の避難先・避難ルートとして想定される隣接県域についてもその安全が確認できるよう配信図形に反映されるようにすること。

【被ばく医療体制の整備】

- 避難住民へのスクリーニングについては、一時に多くの住民に対し、速やかな実施が求められ、他自治体等からの人的等の協力が欠かせないことから、事故発生時において迅速かつ円滑な活動ができるよう、国が関与して体制整備をすること。
- 国が責任をもって事故発生時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を定めるとともに、投与時の医師等医療関係者の関与のあり方、戸別事前配布する場合も含めた副作用対策などについても考え方を示すこと。
- 安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。
- 放射線による住民への健康影響調査について、実施の必要性、対象者、実施内容、実施主体などに関する統一的な基準を示すこと。

【災害時要援護者の広域的な避難体制の整備】

- 特別な配慮が必要となる病院や施設入所者など要援護者の避難先は広範囲（県内では不足する）となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。
- 最終的な避難先に入所するまでの間、広域福祉避難所を設置することを想定するが、この運営に必要な人材（医療及び介護従事者）、資機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧・毛布等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな派遣、調達の仕組みを構築すること。
- 広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実に行えるよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。

13 大規模災害時等における対応能力の向上について

《提案・要望の内容》

- 大規模災害時や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を向上し、県民の安全を確保するため、本県への大型輸送ヘリコプターの配備等の装備の充実を図ること。

＜参考＞

1 大規模災害時の救援活動

- 大規模災害時には道路の寸断等により迅速な救援活動への支障が懸念され、平成23年3月の東日本大震災における救援物資の輸送や、平成20年岩手・宮城内陸地震における孤立集落からの住民救出等の状況にかんがみても、急しゅんな地形と冬季の積雪などの厳しい自然環境にある本県においては、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。
- 本県でも、消防防災ヘリコプターの導入など独自の対策を進めているが、冬季を中心に年間約100日間は険しい山岳に阻まれ、太平洋側の他機関からのヘリコプターによる応援が困難な状況にあり、多くの孤立地域が発生する大規模震災時の被災者の救援や緊急物資の輸送にとって、自衛隊の大型輸送ヘリコプターは極めて有用である。



2 国民保護措置の必要な事態への対応

- 世界各地でテロ事件が後を絶たない中、北朝鮮は弾道ミサイルの発射実験や核兵器の開発実験を行い、韓国の哨戒艇を撃沈するなど、日本海を取り巻く情勢は緊迫感を増している。
- 当県は約130キロメートルの海岸線で日本海に面しており、こうした状況の中で県民の安全を確保するためには、大型輸送ヘリコプターによる迅速な対応が可能な体制を整えておく必要がある。

14 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校施設の耐震化について、各自治体・学校設置者が整備計画どおりに全ての事業を実施することができるよう、国として十分な予算を確保すること。

○各学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。また、今年度から拡充された学校の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続すること。

【公立小中学校】

・「耐震補強」の補助率嵩上げ(2/3)の対象を耐震化が必要な建物全てに拡充

*現行…I s 値0.3未満:2/3、I s 値0.3~0.7:1/2

・「改築事業」についても耐震補強と同様の補助率2/3へ引き上げ

*現行…I s 値0.3未満:1/2、耐力度調査結果5千点以下:1/3

・補助単価と実勢単価に乖離があり、実情に合った補助単価へ引上げ

【公立高等学校】

地震防災対策特別措置法を見直し、その対象を公立高等学校へ拡充

【私立学校】

・私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充

→耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引上げ

*現行…I s 値0.3未満:1/2、I s 値0.3~0.7:1/3

→耐震補強が必要で老朽化した私立中・高等学校の改築費用の補助対象化

※地震防災対策特別措置法の改正により、I s 値0.3未満の学校施設の耐震化について、平成27年度まで拡充措置(耐震補強工事の補助率嵩上げ:1/2→2/3)

※平成24年度から公立学校施設の耐震化及び防災機能強化について地方財政措置が拡充され、地方公共団体の負担が軽減

(補助裏地方債の充当率 90%→100%、交付税措置率 66.7%→80%)

*耐震補強における実質的な I s 値0.3未満 13.3% → 6.7%

地方負担割合 I s 値0.3以上 31.25%→10.0%

○非構造部材の耐震対策について、耐震点検・対策の考え方や点検方法・実施時期等を示したガイドブックが作成されているが、異常の有無を判断する基準が曖昧で点検実施者の判断による部分が多いため、明確な基準を作成すること。

○東日本大震災で明らかになった学校施設の防災機能に関する課題について、十分な検証を行った上で建築物の安全確保対策を示すとともに、通信機能・自家発電設備・飲料水等の備蓄品の確保等、防災機能に関する基準を作成すること。

○学校施設の避難場所としての機能の充実を図るため、防災機能強化のための補助制度が創設されたが、高等学校は屋外防災施設のみが対象である。高等学校においても、他の公立学校と同様に防災機能強化のための補助制度を拡充すること。

<参考>

■学校の耐震化率

区分	公立小中学校 (H24.4.1現在)	県立高等学校 (H24.4.1現在)	私立学校(H24.4.1現在)	
			高等学校	幼稚園
鳥取県	76.3% (567棟/743棟)	78.1% (175棟/224棟)	60.8% (31棟/51棟)	65.9% (27棟/41棟)
全国	84.8%	82.4%	75.7%	75.2%

15 農業関連予算の確保・拡充について

《提案・要望の内容》

- 強い農業づくり交付金、経営体育成支援事業等について、施設整備及び大型機械の導入に対する十分な予算の確保を行うこと。また、農業構造改善事業等で整備した施設の再整備を行う場合に、必ずしも新設・機能向上を伴わなくても取り組めるようメニューを新設すること。
- 鳥獣被害総合対策交付金について十分な予算の確保を行うこと。また、市町村の対策を後押しする県の支援についても、特別交付税措置を市町村並に拡充すること。

※強い農業づくり交付金における施設整備について、事業仕分けによる予算額の減少、上限要望額が、1億円に設定される等、共同利用施設の整備が困難な状況。

※兼業化、高齢化の進展等で、農産物の生産量・販売高の大幅な増加が見込みにくい中、最小限の経費で、農地を農地として維持するための営農を継続していくには、過去に整備した施設の機能向上等を伴わない再整備などを検討することは必要。

※輸入飼料の価格動向が不透明な状況にあり、配合飼料価格は、平成20年以来の高止まりが継続している。飼料自給率を向上させる取組として、大型機械の導入によるコントラクターの受託飼料面積を拡大し、業務の効率化を図る必要がある。

しかし、国の補助事業を活用しようとしても経営体育成支援事業の補助率は、1/3であり、補助率1/2の産地活性化総合対策事業では、1地区1回まで一度機械導入を行えば3年間は当事業を活用できない等、制約が多く自給飼料の生産拡大にはつながらない。

※鳥獣被害対策は、市町村の被害防止計画に基づく取組を国及び県事業により支援。

予算配分額の大きな年次変動、配分時期が遅いなど、計画的な事業実施に支障が出ないような対応が必要。

16 「日本型直接支払」など農業関連施策の制度確立について

《提案・要望の内容》

- 戸別所得補償制度などを含む「日本型直接支払い」の見直しに当たっては、現行施策の水準を維持するとともに、現場の混乱を招かないよう円滑な移行措置を講ずること。
また、農業者にわかりやすく簡便な手続きとなる制度とすること。
- 「担い手総合支援」については、本年度スタートした青年就農給付金制度を継続するとともに、経営体育成支援事業での新規就農者への機械施設整備補助の継続と十分な予算の確保を行うこと。
また、農の雇用事業については制度の継続とともに雇用対策にも資するよう年齢制限（45歳以上は対象外）を撤廃すること。
- 人・農地プランについては、真に地域農業のマスタープランとしての位置づけとなるよう、担い手等の個人をターゲットにした支援策のみでなく、その基盤として地域ぐるみで集落機能の維持・発展に取り組めるような関連施策を抱合した制度とすること。

※農地・水保全管理支払交付金

本県農業振興地域面積の3割をカバーしており、活動の高度化に貢献。兼業農家や非農家も参加した農業用施設の保全管理のための重要な施策として、定着しつつある。

※中山間地域等直接支払交付金

生産条件の不利な中山間地域農業を守る重要施策として定着している。

※米の戸別所得補償交付金の県内主食用米作付け面積カバー率は9割を超え、全国平均を上回る取組状況。法人化や集落営農の推進、担い手育成にも一定の効果が見られた。

※飼料米等の新規需要米に対して、80千円/10aの交付金が交付されることで、耕種側も採算の合う安定生産がもたらされ、家畜飼料として定着してきたこと。

※農村は担い手不足の深刻化により崩壊の危機に直面しており、今後の農業・農村維持のために新規就農者の確保対策は必要不可欠である。本年度創設された新規就農者総合支援事業は、新規就農者の確保・定着を促進する施策として評価。

※経営体育成支援事業については、平成25年度の概算要求で、新規就農者への機械施設整備補助メニューが削除されている。

平成24年度において、県内で7市町12名の新規就農者が活用。新規就農者支援策として非常に有効であり、支援の継続が必要。

※地域の将来像を描く人・農地プランの策定が進められているが、新規就農者や一定規模の面積を経営する土地利用型農業の担い手等、個人に焦点を当てた施策となっており、集落を構成する多様な農家全体が役割を持ち、メリットも享受できるような制度の拡充が必要。

<参考>

○農地・水保全管理支払交付金、中山間地域等直接払【取組状況（平成23年末）】

	活動組織数	管理面積 (ha)	交付金額 (千円)
農地・水保全管理支払交付金			
共同活動支援	396	9,806	386,691
向上活動支援	397	9,408	347,293
中山間地域等直接支払交付金	685	7,962	1,124,309

○新規就農者への支援

- ・青年就農給付金： 本年度準備型17名、経営開始型71名の88名の給付見込み。
- ・経営体育成支援事業：本年度国直接採択事業として7市町12名の新規就農者が事業を活用。
- ・農の雇用事業：本県では平成21年度の事業創設以降、計374名が農業法人等に雇用（平成24年12月末現在）されているが、うち45歳以上が23%に上っている。

○人・農地プランと関連施策

- ・年度内にすべての市町村でプラン策定予定（平成24年12月末時点で11市町で策定済み）
- ・人・農地プラン策定に係るメリット措置が青年就農給付金、農地集積協力金という担い手個人に焦点を当てたものとどまっておらず、多様な農業者で構成される集落、地域全体がメリットを享受できるような制度の拡充が必要。

17 森林・林業関連予算の確保・拡充について

《提案・要望の内容》

- 森林整備のために必要な安定財源を確保し、予算を適切に配分すること。
- 平成24年度で終了する「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の措置（美しい森林づくり基盤整備交付金及び間伐等を行う事業への地方債の特例）の実施期間を延長すること。

※安定財源の確保等

地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を新たに位置づけ、森林・林業・木材産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を安定的に確保することが必要。

※美しい森林づくり基盤整備交付金

森林を適切に整備するため、「美しい森林づくり基盤整備交付金」による支援の継続が必要。

※地方債の特例による間伐の促進

「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が制定された平成20年度以降、地方債の特例により、本県における間伐面積は目標の4,200ha/年に対し、平均で4,423ha/年と着々と進んでいる。

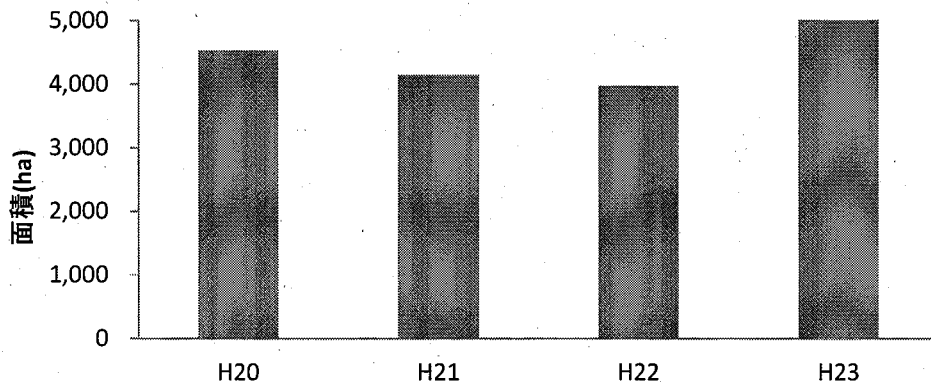
平成25年度以降も着実に間伐を進めていくため、同様の措置の継続が必要。

<参考>

○「美しい森林づくり基盤整備交付金」

区分	森林環境保全直接支援事業	美しい森林づくり基盤整備交付金
事業主体	森林経営計画策定者	特定間伐等促進計画の実施主体に位置づけられた者
事業規模	1施行地0.1ha以上	1施行地0.1ha以上
	1森林経営計画当たり5ha以上かつ搬出材積が10m ³ /ha以上	—
対象年齢	12年齢級以下	年齢制限なし

○鳥取県間伐面積の推移



18 森林・林業の再生に向けた制度の見直しについて

《提案・要望の内容》

- 地域の実状に即した森林整備が可能となるよう、森林経営計画制度や森林環境保全直接支援事業における面積規模要件等の緩和や路網整備における基幹作業道相当の規格の追加などの改善を行うこと。
- 森林作業道について、林道及び林業専用道と同様に災害復旧事業の対象に位置づけること。
- 木材需要の拡大を図るため、木造公共建築物の整備に対する支援を継続するとともに、民間住宅等における木材利用や木質バイオマスの取組を推進するための支援制度を創設すること。

※地域の実情に即した森林整備

- ①森林経営計画や森林環境保全直接支援事業の要件（間伐面積及び搬出材積の下限）がネックとなり、計画策定及び事業実施に支障を来している事例がある。
- ②路網整備に対する支援は現行2区分（林業専用道、森林作業道）であるが、地形が急峻であったり、下方接続道路の幅員が狭小であるなど、適用が困難な事例もあるため、実情に即した規格（基幹作業道：幅員3m以下）での整備が可能となるよう改善が必要。

※森林作業道の災害復旧事業対象への位置づけ

搬出間伐に不可欠な森林作業道は、これまでの一時的施設から長期にわたる使用を前提とした施設に位置づけが変更されたことから、林道等と同様に災害復旧事業の対象とすることが必要。

※木材利用の推進

- ①市町村等が行う木造公共建築物の整備を推進するため、支援の継続が必要。
- ②民間における木材利用を推進するため、木造住宅の新築・改修や木製品の購入に対する奨励策の創設が必要。（ポイントの付与、優遇税制等）。

※木質バイオマスの取組の推進

森林整備や山村地域の活性化を図るため、木質バイオマスの効率的な収集、運搬及び利用を行う機材・施設の整備に対する支援の創設が必要。

19 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連基金の創設について

《提案・要望の内容》

- 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。
- 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。
- 新協定締結後10年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられる漁業者に対し、漁具回収に係る予算の増額確保と併せ、基金創設による抜本的な漁業経営救済対策を講じること。

＜参考＞

- 暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間で協議を重ねているが、韓国側の合意不履行等により、今後も大きな進展が望めず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識している。
- 双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、両国政府レベルで協議が行われ、国（水産庁等）も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。

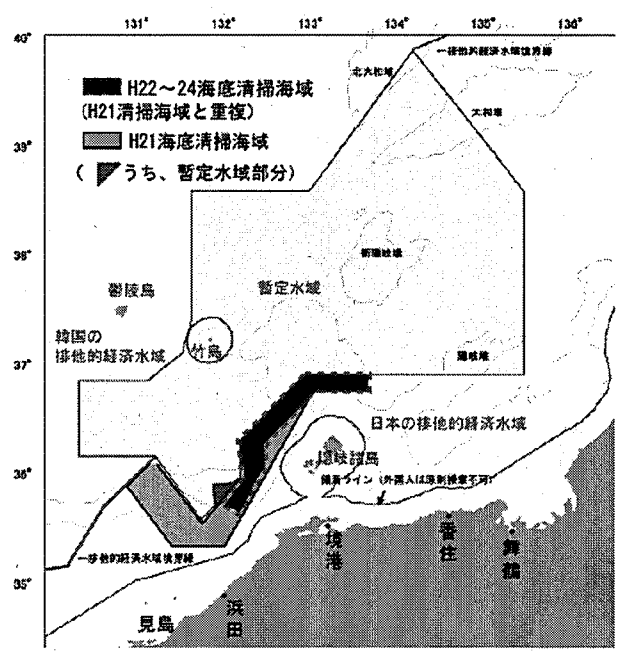
- 国は、影響緩和に向けた支援措置をこれまでも講じてきたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具は一向に改善されず、漁業者はいまなお厳しい経営を強いられている。

※水研センターは、暫定水域内は相当漁獲圧が高く、90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないと報告。韓国漁船問題を早期に解決しない限り資源状況はますます厳しい。

- このため、漁業者からは漁具回収予算の増額確保と併せ、単年度予算措置から基金創設による抜本的な漁業経営救済対策が求められている。

《沖合底びき網など暫定水域の多大な影響を受ける漁業者への具体的な救済策》

- (1) 代船建造支援策 (2) 燃油高騰策 (3) 海技士資格取得促進策 (4) 操業期間の見直し など



20 境漁港における高度衛生管理型市場の整備について

《提案・要望の内容》

○境漁港における高度衛生管理基本計画を早期に策定し、水産物流通機能高度化対策事業の対象地域として採択をすること。また、着実に整備が行えるよう本事業の予算を確保すること。

※全国の特定期第3種漁港を始め、多くの漁港で高度衛生管理型市場の整備が進む中、県営市場である境漁港では施設の老朽化が進み、他漁港との機能格差が広がっている。
 ※このため、県は、今後の境漁港・市場の「あるべき姿」を検討するため、「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」を立ち上げ、平成24年度末を目処に境港水産振興ビジョンの策定を進めているところ。
 ※その中で、消費者の安心・安全ニーズへの対応や輸出促進を図るため、高度衛生管理型の市場を目指す方針を決定。

＜参考＞

1 境港水産振興ビジョン（仮称）のイメージ（高度衛生管理基本計画に反映）

①境港のあるべき姿

- ・消費者の「安心・安全」のニーズに対応した高度衛生管理型の市場
- ・「付加価値の向上」の推進とともに、大量水揚げ・迅速処理にも対応できる市場
- ・輸出等により、産地収益力の高い市場
- ・災害（地震、津波）に強い漁港、市場

②目指す方向

- ・社会（消費者、市場関係者等）のニーズに対応し（集荷・販売力の強化）、信頼され（市場機能の強化）、親しまれる（観光等との連携）漁港・市場

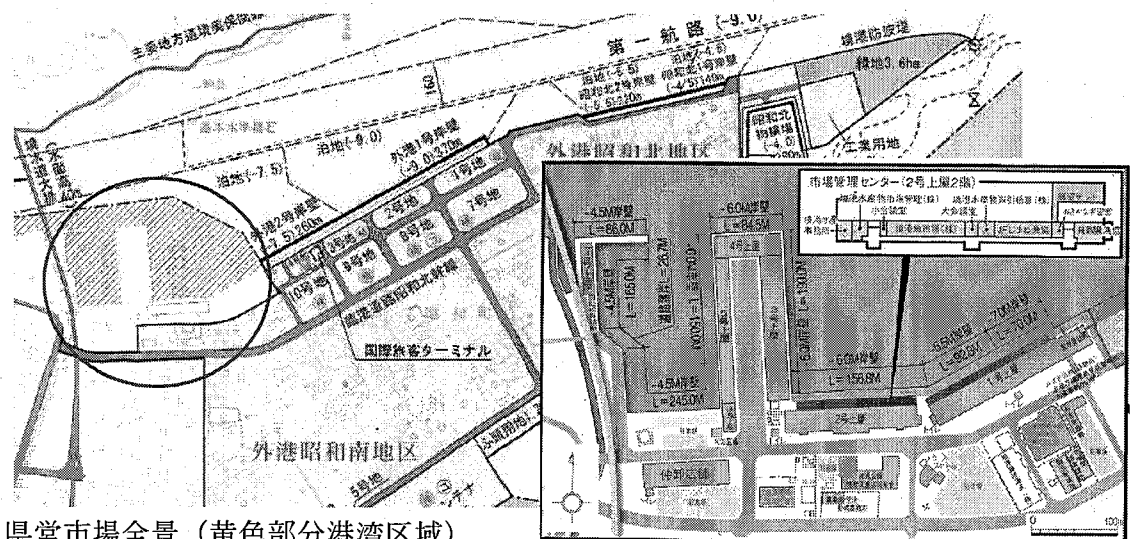
2 さかいみなと漁港・市場活性化協議会

- ・境漁港の活性化に向け、今後の漁港・市場の適正な整備や利用について検討するため、市場関係者や地元関係者、行政により平成23年12月に設立。
- ・「漁港」、「市場」、「食と観光」の3つのワーキンググループにより具体的な検討を進めている。

3 想定される整備内容

閉鎖型市場、防鳥対策、低温荷捌施設、シャーベットアイス、殺菌冷海水、見学者通路等

4 県営境港水産物地方卸売市場（位置図）



県営市場全景（黄色部分港湾区域）

21 持続可能な電源構成のベストミックスの確立に向けた取組について

《提案・要望の内容》

- 大規模太陽光発電所を設置することができる土地はあるが、一般電気事業者の送配電網の受入可能容量がないために発電した電気を系統連系できない場合があり、大規模太陽光発電導入の隘路となっていることから、一般電気事業者と連携して送配電網の強化など必要な措置を実施すること。

〔 ※中山間地域の中には、電力負荷が少ないうえに既存の水力発電による電力供給があるため、一般電気事業者の送配電網へ連系できない場合がある。 〕

- 様々なタイプの風力発電の開発・普及を図るため、洋上風力発電の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）を早期に設定すること。

〔 ※国においても洋上風力発電の実証実験が実施されており、コストデータの把握をできるだけ早く行なって、実態に即した買取価格等の設定が必要。 〕

- 日本海の海底に賦存している表層型メタンハイドレートの実用化に向けて資源量調査を行うとともに、採掘技術の研究・開発を促進すること。

〔 ※平成24年10月29日に松本明治大学特任教授らにより、日本海東縁および北海道網走沖の表層堆積物の中から塊状メタンハイドレートの回収成功及び日本海西縁（隠岐周辺）の調査海域において、表層型メタンハイドレートの集積を示唆する強い兆候が確認されたことが報告された。 〕

＜参考＞

- 新たに日本海沖にて表層型メタンハイドレートが賦存していると報告のあった海域



[出展：松本明治大学特任教授作成資料より抜粋]

22 再生可能エネルギー〔太陽光〕固定価格買取制度について

《提案・要望の内容》

- 再生可能エネルギーの普及を一層推進するため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーに係る固定買取価格及び買取期間について、平成25年度以降においても、平成24年度の固定買取価格等を継続すること。

※わが国においては、東日本大震災以降、安定した電力を確保することが最大の課題になっており、再生可能エネルギーを活用した発電に注目が集まっているところである。

また、本年7月1日には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行し、民間企業の電気事業への参入が促進され、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成が図られている。とりわけ太陽光発電においては、今後ますます発展が見込まれ、個人、団体を問わず参入しやすい分野となっている。

鳥取市は、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる発電を重点項目と位置付け、エネルギーの地産地消や地域住民の環境保全意識の高揚、市有地の有効活用、さらには地元経済の活性化を図っていく考え。再生可能エネルギーによる発電をより一層推進するため、現在の固定買取価格及び買取期間について、来年度以降の継続が不可欠である。

<参考>

太陽光	10kW以上	10kW未満	10kW未満 (ダブル発電)
調達価格	42円	42円	34円
調達期間	20年間	10年間	10年間

23 使用済小型電子機器等の再資源化の推進と輸出確認について

《提案・要望の内容》

- 平成25年4月に施行される「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」では、使用済小型電子機器等のリサイクル実施は市町村の努力義務とされているが、このリサイクルの実効性を確保するためには、多くの市町村の実施が不可欠である。このため、初期投資費用やランニングコストも含め市町村等の負担軽減が図られるような制度の構築と情報提供等を行うこと。

※「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成24年8月に公布され、平成25年4月から施行される予定。

※現在、国において政省令、各種ガイドライン等の策定作業が行われているが、制度の詳細が未確定であることから、具体的な検討に至っていない市町村も多数存在。

※また、市町村は、新たな収集体制の構築が必要となることから財政的な負担がネックとなっている。

- 使用済小型電子機器等について、環境上の問題を惹起する不適正な処理に繋がる海外流出を防止するため、これを輸出する場合には、廃棄物処理法の輸出確認に関する規定を適用し環境大臣の確認を必要とするなど、厳正かつ実効的な措置を講じること。

※国は、平成24年3月の環境省通知等で使用済家電製品等の廃棄物該当性の判断基準の明確化等を行っているが、併せて輸出段階における水際対策の徹底等が必要。

※本年10月に本県の境港で廃棄物（使用済小型家電等）の輸出未遂が発生。

＜参考＞

1 使用済小型電子機器等のリサイクルに向けた県内市町村の検討状況

鳥取中部ふるさと広域連合（1市4町で構成）は、公共施設や電器店等でのボックス回収、ごみステーションでの分別回収、リサイクルセンターでの不燃粗大ごみからのピックアップ回収、イベントでの回収等を段階的に実施して小型家電の回収体制を構築することとしており、H25年度はボックス回収（60ヶ所）、ピックアップ回収等を実施する予定。

2 家電製品の適正なりサイクルに向けた本県の取組状況

市町村と連携して不用品回収業者への立入・指導を実施するとともに、テレビCM等により家電製品の適正なりサイクルについて県民への普及啓発を実施。

＜県内の不用品回収業者数＞

区分	東部地区	中部地区	西部地区	合計
H23	7	6	12	25
H24	4	5	15	24

＜本県のテレビCM＞



24 障害者総合支援法の円滑な施行について

《提案・要望の内容》

【福祉部会の骨格提言の反映と財政措置について】

- 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において法施行3年を目処とした検討に委ねた事項については、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すこと。その際、地方公共団体が安定的に事業実施ができるよう必要な財源措置を講ずること。
- 障害者自立支援特別対策臨時特例基金特別対策事業については、障がい者及び障がい児の日常生活及び社会生活の自立と地域生活における共生を支援するために継続すること。また、事業に必要な財源を恒久的かつ安定的に確保すること。

※新しい制度構築にあたっては、急激な変更により現場での混乱を招かないよう配慮しつつ、当事者・地方自治体等の意見を十分に反映した上で、県民が理解しやすい安定的な制度とすることが必要。

※障害者自立支援法（平成25年度からは障害者総合支援法）の円滑な実施のためには、本年度廃止となる障害者自立支援特別対策臨時特例基金特別対策事業を継続（又は新たな基金制度創設）するなど、地方自治体の安定的な財源措置を講ずる仕組みが必要。

【障害福祉サービス体系の変更に伴うシステム改修費の確保】

- 障害者総合支援法の施行による障害福祉サービス体系の変更に伴い、今後、各自治体において障害者自立支援給付支払システムの改修が必要となるが、改修に要する経費を国において全額負担すること。

※法改正等に伴う障害者自立支援給付支払システムの改修については、国の責任において行われるべきもの。これまで障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業として、財源を基金10/10として実施されてきており、引き続き国による支援が必要。

【地域生活支援事業の財源の確保】

- 障害者総合支援法において追加された地域生活支援事業の必須事業を着実に実施できるよう、必要かつ十分な財源措置を講ずること。

※平成24年度予算においては地域生活支援事業国庫補助金の財源は、前年度微増の450億円が確保されたが、平成23年度の市町村事業の国庫配分の平均内示率は84.9%であり、財源が確保されない状態での新たな事業の実施を躊躇している状況である。

＜参考＞

○障害者自立支援対策臨時特例基金

平成18年度に施行された障害者自立支援法の施行に伴う激変を緩和し、事業者の運営の安定化や、新体系の事業への円滑な移行、就労支援等による障がい者の地域での自立した生活の支援等を図るため、国の交付金により平成19年3月30日に基金を造成。（当該基金事業は、平成23年度末で終了予定であったが、事業期間が1年間延長され、法改正に伴うシステム改修等の費用が追加交付された。）

・基金造成額	3,387,987千円
・平成18～23年度執行済額	2,918,383千円
・平成24年度執行見込額	467,556千円
・残額	2,048千円

25 妊婦健康診査助成事業に対する公費負担の継続・恒久化について

《提案・要望の内容》

- 妊婦健康診査費用の公費負担の継続・恒久化の実現を図ること。
- 妊婦健康診査に係る地方公共団体の負担については、年少扶養控除の廃止による増収を充当するのではなく、妊婦健康診査臨時特例交付金事業（妊婦健康診査支援基金事業）など、国における確実な財源措置を、平成25年度以降も継続すること。

※特例交付金を活用した妊婦健康診査の公費負担の拡充は、平成24年度末までの措置であり、平成25年度以降の財源については、年少扶養控除の廃止等による地方増収分を充てることを含めて検討されていたところ。

※自民党の重要政策で妊婦健診費用の公費負担の継続が示され、公明党の重要政策でも妊婦健診14回分の公費助成を恒久化することが示されている。また、自民党の重要政策で年少扶養控除の復活が示されており、増収は一時的なものになる見込み。

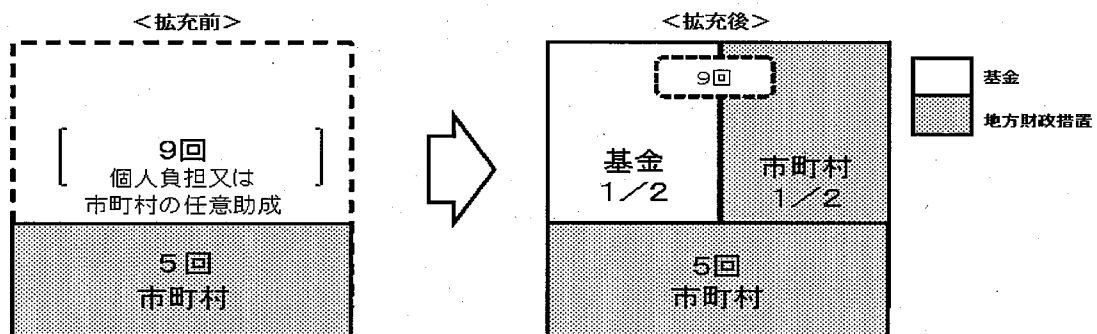
※鳥取県が昨年出産した人を対象に行った「少子化対策に係るアンケート調査」の中間集計の結果、出産に当たり考慮に入れた理由で「妊婦健診の助成がある」と答えた人が最も多く、少子化対策に妊婦健診助成は有効。

<参考>

国から県へ交付される「妊婦健康診査臨時特例交付金」を活用し、平成21年3月に鳥取県妊婦健康診査支援基金を造成し、基金を財源とした「市町村が実施する妊婦健康診査公費負担」に対する補助事業を実施している。〔基金積立額（当初+積増）：438,574千円〕

※市町村の実施する妊婦健康診査公費負担については、健診5回分が地方財政措置されていたが、健診9回分（平成21年度から拡充）についても、現在、上記基金を財源とした補助（1/2）を実施している。残り1/2の財源については、地方財政措置が講じられている。

1 妊婦健康診査公費負担の財源



2 妊婦健康診査公費負担拡充の効果

妊婦が健診の費用の心配をせずに妊婦健診を受けられるようになったことにより、妊娠届出時期が早まり、妊婦の健康管理が適切に行われるようになった。

【妊娠11週までの妊娠届出割合】

平成20年度 81.1% → 平成22年度 89.9%、平成23年度 89.5%

26 生活保護制度の見直しについて

《提案・要望の内容》

- 必要な人に必要な保護を行うという原点を担保しつつ、国民から信頼される持続可能な制度及び基準となるよう検証を行うこと。その上で、適正実施と不正防止が図られるような仕組みにするとともに、きめ細かい生活支援・就労支援を実施できるよう、現場の人員配置基準の見直しも含め検討を行うこと。
- 生活保護基準については、勤労者の所得水準、物価、年金とのバランスを考慮することが必要であるが、全国一律の見直しを行うのではなく、級地区分の見直しをきめ細かく行う等、地方の実態を十分考慮の上、検討すること。
- 生活保護制度については、医療扶助の適正化や不正受給への厳格な対応、自立や就労の促進等の見直しが必要と考えるが、次の点については、受給者に過度に心理的な負担を与え、結果的に真に必要な人が申請を断念することにつながる恐れもあることから、慎重に検討すること。
 - ・扶養義務者への扶養に対する回答義務付け、罰則の適用
 - ・生活保護費の現物給付（クーポン制）の導入

※「扶養義務者への扶養に対する回答義務付け、罰則の適用」については、自民党総合施策には明記されていないが、同党の「生活保護法改正PT案」には明記されている。
 ※生活保護に至る者はそもそも家族関係が崩壊している家庭が多いことやDV・児童虐待等様々な事情があることを踏まえると、家族への回答義務付けがなされるのであれば生活保護は受けたくないという過度な抑制が働くことが危惧される。
 ※クーポン制度については、特に近隣の商店等での使用する場合等、生活保護の受給が第三者に知られてしまう等のプライバシーの問題から、受給者に心理的な過度の圧迫を与え、真に必要な人が保護を辞退してしまう等の問題が危惧される。

＜参考＞

①福祉事務所のケースワーカーの配置基準

- ・ケースワーカー1人あたりの標準数 ⇒ 市町村：80世帯、県：65世帯（社会福祉法第16条）
- ・鳥取市及び米子市では、受給者の急増によりケースワーカーの配置が追いついていない状況

※鳥取県のケースワーカー数（H24.4.1現在）

	H20	H21	H22	H23	H24
鳥取市	16 (82)	17 (85)	18 (93)	20 (89)	22 (87)
米子市	12 (91)	14 (81)	15 (83)	16 (82)	17 (83)
倉吉市	8 (51)	8 (57)	9 (58)	9 (62)	9 (66)
境港市	3 (83)	3 (85)	3 (88)	4 (72)	4 (70)
郡 部	14 (49)	14 (52)	16 (49)	22 (37)	25 (33)
合 計	52 (71)	56 (72)	61 (74)	71 (67)	77 (65)

※（ ）は1人当たりの受け持ち世帯数

②生活保護の級地について

- ・生活保護の級地は、市町村単位で、最大較差22.5%とし、4.5%等差に6区分化。
- ・級地制度における地域差を設定した当時（昭和59年）と比較して、地域間の消費水準の差は縮小の傾向。
- ・市町村合併により、3級地-2であった旧町村部が、2級地-1になるなどの不均衡が発生。

1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

東京
横浜
大阪
など

千葉
福岡
広島
岡山
など

(鳥取市)

夕張
尾道
佐世保
など

(米子市)

(倉吉市)
(境港市)
(日吉津村)

(その他の町村)

27 幼児教育の無償化について

《提案・要望の内容》

- 幼児教育の無償化は、少子化対策に有効であると考えられるため、地方との十分な協議を経ながら、実現を図ること。
- 制度の具体的な検討に当たっては、公平の観点から対象施設を広く設定し、実施に必要な財源の確保を行うこと。

※自民党並びに公明党の重点政策で、国公立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、すべての3歳から小学校就学までの幼児教育の無償化に取り組むことが示されている。

※現在、公費負担がなされていない、事業所内保育施設など届出(認可外)保育施設を利用する児童への配慮など、実施に当たり検討すべき点は多い。

※地方に裁量権のない全国一律の現金給付は、国の責任において取り組むべき。
(高校の実質無償化は全て国の負担において実施されている。)

＜参考＞

1 3歳以上児保育料無償化に係る本県の所要額(試算)

①幼稚園 28千円(平均的月額) × 4,117名(H24.5月時点) × 12月 = 1,384百万円

②保育所 34千円(平均的月額*1) × 10,284名(H24.10月時点) × 12月 = 4,196百万円

①幼稚園 + ②保育所 5,580百万円(*2)

*1: 対象児が最も多い4階層(27千円)、5階層(41.5千円)の平均値

*2: 届出保育施設は含まない

2 県内の就学前児童利用施設(平成24年4月1日現在)

区 分	施 設 数
保育所(公立・私立)	186
幼稚園(国公立・私立)	23
認定こども園・幼保一体化施設	14
届出保育施設(認可外保育施設)	44

28 保育士等の処遇改善・配置基準の改善による 幼児教育・保育の質の向上について

《提案・要望の内容》

- 保育士等の処遇改善は、保育士の確保及び質の向上を図る上で重要であることから、抜本的な取組を講じること。
- 十分な財源確保により、保育所保育士の配置基準の見直しを確実に行うとともに、引き続き、安心こども基金等により保育士の質の向上のための研修を支援すること。

※保育現場では、多様な保育ニーズへの対応等により保育士の業務が増加しているが、現在の国の保育士配置基準では実態に合っていない。また、税収減、三位一体改革による地方交付税の減などにより市町村財政が悪化し、保育現場の非正規職員を増やさざるを得ない状況であり、保育士の処遇改善、配置基準の見直しが必要。

※自民党の重点政策においても、待機児童解消のため、処遇改善による保育士の確保をはじめ即効性のある対策や、量・質両面の充実を図る方針が示されている。また、国の子ども・子育て新制度において、配置基準の改善等による質の改善が検討されているところ。

※鳥取県では、1歳児担当保育士の単県加配を実施。本年度から正職員単価選択制により正職員化を支援し、来年度、3歳児も同様の加配を検討。また、本年度まで安心こども基金を財源とし、市町村の研修事業を支援してきた。

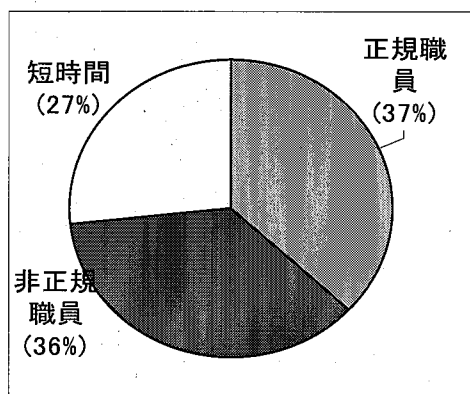
※本県の年度当初の保育所待機児童はゼロであるが、年度途中では、保育士の確保ができないこと等から一部の市町で待機児童が発生している。

＜参考＞

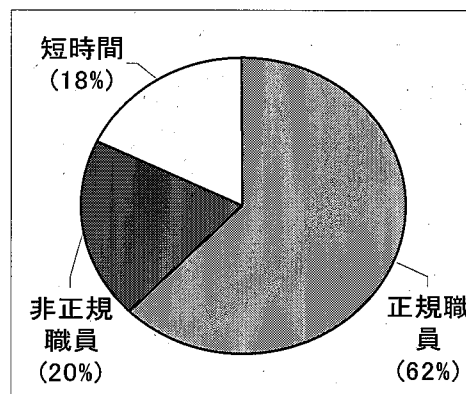
【保育所保育士配置基準】

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
国 基 準	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1
県独自加配		4.5 : 1		(15 : 1を検討中)	

【鳥取県内保育従事者の状況】～公立で約6割、私立では約4割が非正規職員（平成21年度調査）
 ＜公立保育所＞



＜私立保育所＞



【保育所待機児童の状況】

	4月1日	10月1日	備 考
平成21年	0	35	米子市
22年	0	32	米子市
23年	0	29	米子市21、境港市5、南部町3
24年	0	96	米子市56、境港市38、南部町2

* 保育士の質の向上のための研修事業については、来年度の安心こども基金の対象になっていない。

29 被虐待児やひとり親家庭の自立に向けての取組の充実について

《提案・要望の内容》

- 児童養護施設での家庭的な養育の推進、児童虐待の早期発見、ひとり親家庭の子育てと就業の両立など、被虐待児やひとり親家庭の自立に向けた取組の実現を図ること。
- 児童養護施設等における家庭的な養育の充実を図るため、児童養護施設等の職員配置の充実を早期に図ること。
- 安心こども基金により実施されている児童虐待防止対策緊急強化事業及び高等技能訓練促進費等事業については、児童虐待の早期発見やひとり親家庭の自立に欠くことのできない事業であることから、引き続き、安心こども基金により実施すること。

※平成23年度に示された「社会的養護の取組と将来像」では、家庭的養護を実現するための職員配置の目標水準が示されたところである。平成24年度にわずかに配置基準の見直しがなされたものの、目標には遠く及ばない状態であり、早急な目標の達成が望まれる。自民党の重点施策においても、児童養護施設の子どもたちが家庭的な雰囲気の中で生活できるよう児童養護施設の機能を拡充することとされている。

※児童虐待防止は喫緊の課題であり、通告件数が増加している状況の中で、自民党の重点政策においても、児童相談所の機能充実を図ることとされている。

※母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得することを目的に、養成機関で修学する場合に支給される高等技能訓練促進費は、母子家庭の自立の促進に多大な成果を上げているところであり、基金活用による支給期間の拡大措置の継続が必要であるとともに、今後は父子家庭も対象とすることが必要である。自民党の重点政策においても、母子家庭及び父子家庭が子育てと就業の両立が出来るよう環境の整備の充実を図ることとされている。

＜参考＞

社会的養護の取組と将来像（平成23年7月、厚生労働省）

- 児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引き上げが必要

＜国基準及び目標水準（児童養護施設）＞

	0歳児	1・2歳児	3歳以上幼児	小学生以上
23年度	1.7:1	2:1	4:1	6:1
24年度見直し後	1.6:1	2:1	4:1	5.5:1
目標値	1.3:1	2:1	3:1	4:1

児童虐待防止対策緊急強化事業の概要

→来年度の安心こども基金の対象になっていない

- ①児童の安全確認等のための体制強化
- ②児童虐待防止対策強化のための広報啓発
- ③児童虐待防止対策強化のための資質向上
- ④児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善

＜当県の児童虐待通告件数等の推移＞

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
認定件数	86	68	49	63	66
通告件数	162	220	202	267	238

※平成24年度は11月末現在

高等技能訓練促進費等事業の概要

→来年度の安心こども基金の対象になっていない

- ・母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得することを目的に、養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費の支給期間の拡大
- ・修学期間の後半の1/2（上限18月）→ 修学期間の全期間

＜当県の実績＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支給件数 (前年から継続)	4 (0)	9 (0)	35 (3)	42 (20)	50 (23)
就職件数 (常勤者数)	3 (3)	6 (6)	10 (10)	9 (8)	17 (17)
資格取得者	4	6	14	11	19

※ 資格：看護師、准看護師、幼稚園教諭、介護福祉士、保育士、歯科技工士

30 ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について

《提案・要望の内容》

- 地域が取り組むまんが・アニメをテーマとした総合イベントの実施や国内外のまんが・アニメに関する情報発信、人材育成のほか、コンテンツ産業の振興などソフトパワーを活用した地域活性化の取組に対し積極的に支援すること。

※鳥取県は、平成24年を「まんが王国とっとり」建国の年と位置づけ、「国際まんが博」、「国際マンガサミット鳥取大会」など、まんがやアニメをテーマとする様々なイベントを展開し、これらを活用して地域を活性化していこうとの機運が大いに盛り上がったところ。

(本年度これらに対して地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業補助金294百万円を支援いただいた。)

※まんがは、観光振興をはじめ人材育成や産業振興などの面でも非常に効果的な地域振興策のツールであると認識しており、県としても本年度の取組を一過性のものとせず、継続して拡充、発展させていきたいと考えているところであり、地域の取組に対し国レベルでの支援が不可欠。

＜参考＞

○鳥取県におけるソフトパワー発信事業の取組状況

1. 「国際まんが博」の開催状況

- (1) 期 間 平成24年8月4日から11月25日までの114日間
- (2) 概 要 県内一円を舞台に、様々な主体が140を超えるイベントを開催
- (3) 来場者 国内外から約320万人のまんがファン等が来訪。



2. 国際マンガサミット鳥取大会の開催状況

- (1) 期 間 平成24年11月7日から11日までの5日間
- (2) 概 要 アジアを中心とした各国・地域からまんが家約180名が参加し、国際会議を開催するとともに、公開アトリエやサイン会など一般参加者との交流イベントを実施。
- (3) 来場者 国内外から約4万人のまんが家、ファン等が来訪。



3. 第1回まんが王国とっとり国際マンガコンテスト実施状況

- (1) 応募件数 1コマ、4コマ、ストーリーマンガが国内外から約700点応募。
- (2) 受賞者 最優秀作品となった台湾の方のストーリーマンガや12歳の少年の審査員特別賞など9作品が受賞。

31 ジオパーク活動の取組への支援等について

《提案・要望の内容》

- 国内におけるジオパーク活動を推進するため、国において所管する官庁を設けるなど、一体的な推進体制を整えること。

<経過>

- H16 (2004) ユネスコの支援により「世界ジオパークネットワーク」が設立
- H21 (2009) 「日本ジオパークネットワーク」設立
- H22 (2010) 山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟
- H25 (2013) 第37回ユネスコ総会でジオパークの正式プログラム化について審議される予定

<日本国内のジオパーク> (H24年10月現在)

・世界ジオパーク	5	(山陰海岸、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、室戸)
・日本ジオパーク	20	
・日本ジオパークを目指す地域	15	
合計	40	地域 (29都道府県)

<課題>

- ・全国各地でジオパーク活動が広がりつつある一方で、教育、観光、産業振興、環境などのジオパークに関する幅広い行政分野を統括する省庁がなく、国としての一体的な推進体制が望まれている。

- 山陰海岸国立公園は平成25年度に国立公園指定から50周年を迎えるところである。記念事業の実施にあたっては、世界ジオパークにも認定されている山陰海岸国立公園の全国に向けた魅力発信の契機となるよう、関係機関と連携しながら、十分な予算確保と主体的な取組を行うこと。

※山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした各種記念行事の開催を、今年夏に鳥取市内をメイン会場で開催することで、環境省・関係行政機関・民間団体と準備を進めているところ。

※本県は、官民挙げて国立公園の保全や環境学習、山陰海岸ジオパークの振興に積極的に取り組んでおり、この指定50周年を絶好の機会と捉え、ジオパークとの連携イベントを積極的に実施することで、体験を通じた保全の大切さを広く発信し、平成26年度の世界ジオパーク認定再審査に向けた機運醸成に繋げていく所存。

※この記念事業は、国立公園とジオパークの魅力を同時発信する山陰海岸ならではの試みであることから、一過性のイベントで終わることなく、山陰海岸の魅力を広く・深く発信することにより、次の世代へ引き次いでいくにふさわしい内容となるよう、先に開催された白山国立公園指定50周年記念事業と同等以上の予算確保と主体的な取組、関係機関の意向を尊重した連携を図ること。

<参考>

《山陰海岸ジオパーク》

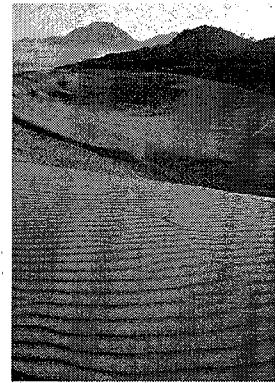
○ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

(鳥取砂丘)



(浦富海岸)

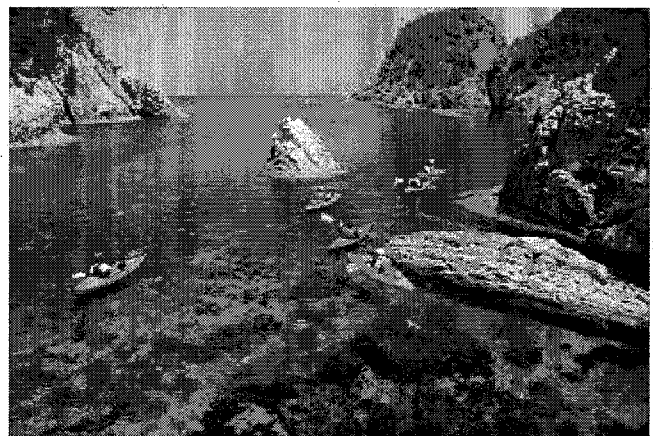
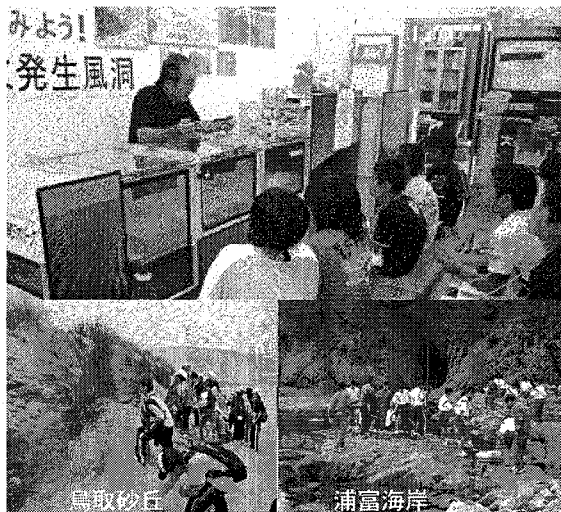


《山陰海岸国立公園指定50周年記念事業の実施体制案》

山陰海岸国立公園指定50周年記念事業実行委員会	
【会長】	鳥取県知事
【副会長】	近畿地方環境事務所長、兵庫県知事、京都府知事
【委員】	関係市町長、ジオパーク推進協議会長
【事務局】	鳥取県、近畿地方環境事務所

記念式典等部会		パートナーシップイベント(仮称)部会	
部会長	近畿地方環境事務所統括自然保護企画官	部会長	鳥取県生活環境部長
事務局	近畿地方環境事務所、鳥取県公園自然課	事務局	鳥取県公園自然課、近畿地方環境事務所
構成	行政機関、ジオパーク推進協議会	構成	行政機関、ジオパーク推進協議会

《鳥取県における環境学習やエコツアーの取り組み》



32 エコツーリズム推進に関する支援について

《提案・要望の内容》

- 「エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取」の開催をはじめとするエコツーリズム推進の取組について、積極的な参画及び支援を行うこと。

※「エコツーリズム国際大会2013 in 鳥取」開催（案）の概要

- ・期 日 平成25年10月19日～21日
- ・主会場 鳥取県米子市（米子コンベンションセンター）
- ・テーマ 森・里・海 水の連環と人々の営み
～地球を感じる旅 日本を感じる旅 ふるさとを感じる旅～
- ・主な内容 (1日目) 開会式、基調講演、トークセッション、参加者交流会
(2日目) エクスカーション、大山交流会
(3日目) エクスカーション報告会、大山環境宣言等の紹介、閉会式

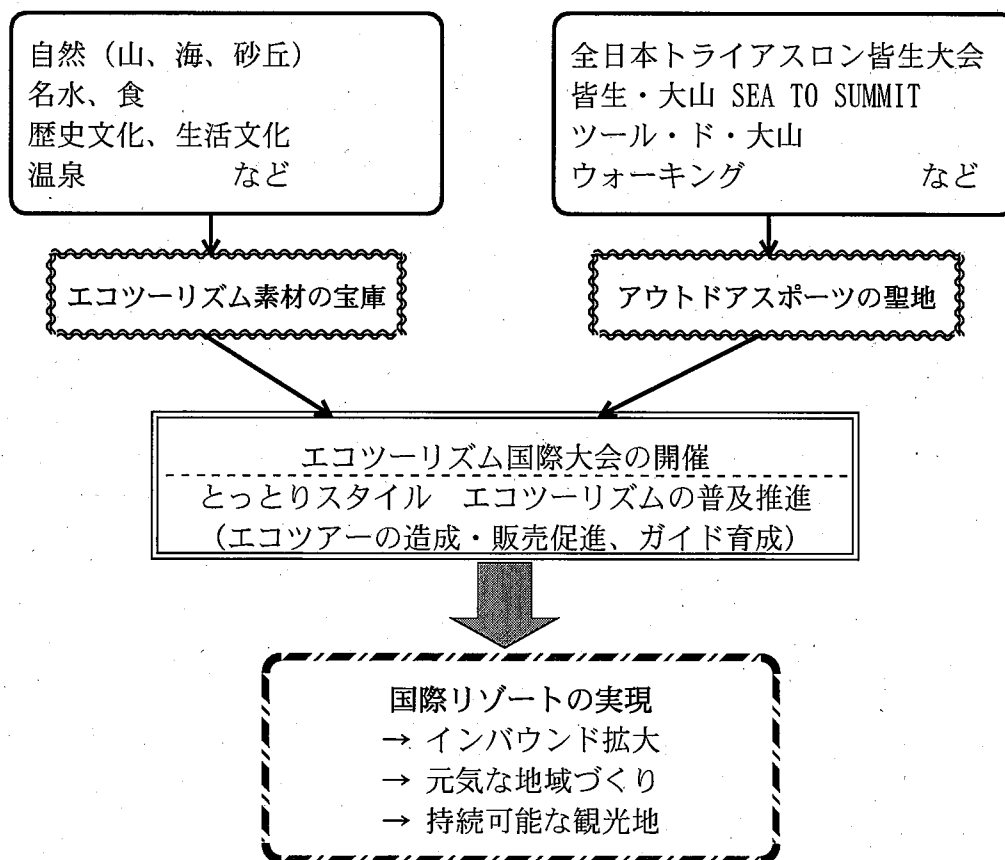
※具体的な要望事項

- ①「日本の宝・国立公園の魅力向上による元気な地域づくり事業」のうち「エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業」による同大会開催に対する支援
- ②NPO法人日本エコツーリズム協会と共同開催する同大会の後援、国際的著名人や有識者（基調講演やパネリストなど）の招致

＜参考＞

- 鳥取県の取組方向

《鳥取県の地域資源》



33 中山間地における生活交通の確保について

《提案・要望の内容》

- 中山間地の生活交通を守る観点から、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

※バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行規模や経営効率化の指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。

※また平成22年度に中国地方のみ地域ブロックが変更され、今後山陰では国の補助金がカットされるバス事業者が出る見込みだが、県と関係事業者への十分な説明と了解はなかった。

※特に中山間地における交通弱者にとってバスは基軸となる交通手段であることから、中山間地における補助要件の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。また見直しに際しては地方の意見を十分に反映させること。

《要件緩和の例》

- ・補助対象路線の1日当たり輸送量：15～150人
→ 中山間地域は「15人以上」の要件を引き下げる
- ・補助対象経費の対象：平均乗車密度5人で運行赤字全額、5人未満は人数按分して算出
→ 中山間地域は「5人」の要件を引き下げる

- 生活交通確保のために県及び市町村が行う施策に要する経費に対する特別交付税措置を維持すること。

※市町村営バスの運営、国庫補助対象外の路線バスや過疎地有償運送等の運行補助など県及び市町村が行う独自施策に要する経費の8割が特別交付税措置の対象であり、地方の生活交通を守るために必要な財源であることから措置を継続すること。

<参考>

- 補助要件緩和で期待される効果の例

《1日当たり輸送量要件のうち15人以上の要件の引き下げ》

- ・利用状況に応じて昼間や土日の運行本数を柔軟に見直すことが可能となる。

《平均乗車密度の5人の引き下げ》

- ・県内の国庫補助路線は2～3人台がほとんど、引き下げにより補助対象経費が拡大。例えば3人に引き下げると32路線中、運行赤字全額対象となるのが2路線→18路線（H23実績）

- 地域ブロックの変更

国のバス補助金は地域ブロック内のキロ当たり地域標準経常費用を上限として算出されるが、国は平成22年度に中国地方のみ地域ブロックを変更。ブロック変更に伴い山陰ブロックのキロ当たり地域標準経常費用が下がるため、本県では日ノ丸自動車が上限にかかり補助金が減額される見込み。ただし平成25年9月運行分までは経過措置がある。

ブロック名	構成県		ブロック名	構成県
東中国	鳥取、島根、岡山	➔	山陰	鳥取、島根
西中国	広島、山口		山陽	岡山、広島、山口

34 鳥取港における円滑な通関手続について

《提案・要望の内容》

○鳥取港において円滑な通関手続が行われること。

※鳥取港は関税法上の不開港であり、鳥取港へは一度境港の海上で通関手続きを行ってから入港している。

国関係省においては、鳥取港における円滑な通関手続体制の整備について、引き続き格別の御配慮をお願いしたい。

<参考>

○鳥取港の現状

鳥取港の取扱量は、平成12年をピークに景気低迷とともに下降し、平成19年を底に平成21、22年は50万トン台を回復したが、殿ダム工事の終了により取扱量が激減してきている。低迷している鳥取港の利用促進を図るため、鳥取港振興会を中心に、県・市職員が一緒になって積極的なポートセールスを行っている。

特に、平成24年度末に鳥取自動車道の全線開通することによる関西、山陽からの大幅な時間短縮や通行料無料のメリット等をPRするとともに、港湾関連用地の分譲価格を下げて企業進出の環境を整備するなど、鳥取港の利用促進を行ってきた。外国貿易の利用促進に併せ、近年はクルーズ客船についても誘致を推進している。

○鳥取港利用実績

・最近の利用実績

(単位：万トン)

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
輸出	0.1	0.0	0.0				
輸入	6.5	1.7	0.2	0.3	0.6	0.7	1.2
外貿計	6.5	1.7	0.2	0.3	0.6	0.7	1.2
移出	5.2	2.4	6.8	9.2	5.6	8.1	3.0
移入	29.4	39.0	34.2	35.9	45.9	41.8	33.2
内貿計	34.7	41.4	40.9	45.1	51.5	49.9	36.2
合計	41.2	43.1	41.1	45.4	52.2	50.6	37.4

35 給付型奨学金の創設について

《提案・要望の内容》

- 高校授業料無償化について、所得制限を設けるなどの見直しを行う際には、真に公助が必要な生徒が安心して学校に通えるよう、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とする「給付型奨学金」の創設を併せて行うこと。
 - ・要件を満たす生徒全員に給付型奨学金が支給できるよう、国の責務として必要な財源を確保すること。
 - ・家計状況の急変等にも柔軟に対応できる制度とすること。

※本県では、従来から所得要件を満たす申請者全員に高校奨学金の貸与を行っている。平成22年度から高校の授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担があることから、奨学金を申請する者はまだまだ多い。

※また、厳しい経済・雇用状況が続いているため、返還未納額が増加している状況であり、卒業後に返還の必要がない給付型奨学金を創設し、安心して修学できる環境をつくる必要がある。

＜参考＞

○高校生への奨学金採用・申請状況等

貸与開始年度	新規貸与枠	申込者数	採用者数
平成21年度	920人	800人	800人
平成22年度	920人	729人	729人
平成23年度	920人	615人	615人
平成24年度	815人	617人	617人

※平成22年度から高校授業料無償化が開始され、奨学金の申込者は減少しているが、授業料以外の負担があるため、小幅な減少にとどまっている。

貸与開始年度	新規貸与者	左のうち低所得世帯
平成24年度	600人	278人

※採用者617名のうち辞退があり、実際の新規貸与者は600人
低所得世帯は、保護者の収入合計が300万円以下の世帯数

○高校奨学金の未納状況

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
未納額	7,683	15,072	23,451	35,611	50,302

※高校奨学金は平成14年度に創設し、平成19年度頃から返還が本格化しているが、厳しい経済・雇用状況が続いているため、未納額が年々増加している。

36 少人数学級の制度化について

《提案・要望の内容》

- 小学校1年生については基礎定数化のための法改正により35人以下学級が実現したが、小学校2年生については未実施学級への加配措置にとどまった。
- 教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、小学校1年生に加え、小学校2年生から中学校3年生まで法改正による少人数学級の制度化を早期に実現すること。

<参考>

【全国的な状況】

- 昨年度小学校1年生の35人以下学級が実現したが、本年度小学校2年生の少人数学級を制度化せず、未実施の学級へ加配することで対応。
 - ⇒すでに小学校2年生の少人数学級を実施している都道府県には、小学校専科指導や中学校学習支援等の加配が配置されている。
 - ⇒きめ細やかな対応が可能な環境づくりは引き続き喫緊の課題であり、全学年の少人数学級の制度化を望む声は大。
- 全国的に、多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

【鳥取県の状況】

- 当県では、平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、中学校1年生で33人以下学級といった少人数学級を県独自に実施。その成果もあり、当県の児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査の結果によると、全体的にはおおむね良好。
- 一方で、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化。
 - ⇒基本的な生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
 - ⇒新学習指導要領実施に伴い授業時間数増となる中学校で、円滑な実施や教員が生徒と向き合う時間の確保や不登校問題への対応のため、平成24年度からの少人数学級実施を切望。
- このような状況を踏まえ、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」を先行実施するかたちで、市町村の選択と協力のもと、本年度から単県費による小中学校の全学年で少人数学級を実施。

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3～6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

- ⇒少人数学級の拡充による教員数の増加に伴う県財政への負担の増。

37 義務教育費国庫負担金の充実について

《提案・要望の内容》

- 義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、今後とも義務教育諸学校の運営に必要な財源は国の責務としてこれを保障すること。
- 平成16年度から総額裁量制が実施されているが、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書
--------	-------------------------------

＜参考＞

【鳥取県の状況】

- 当県では、法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけではなく様々な職種の教職員を配置。
- しかしながら、一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

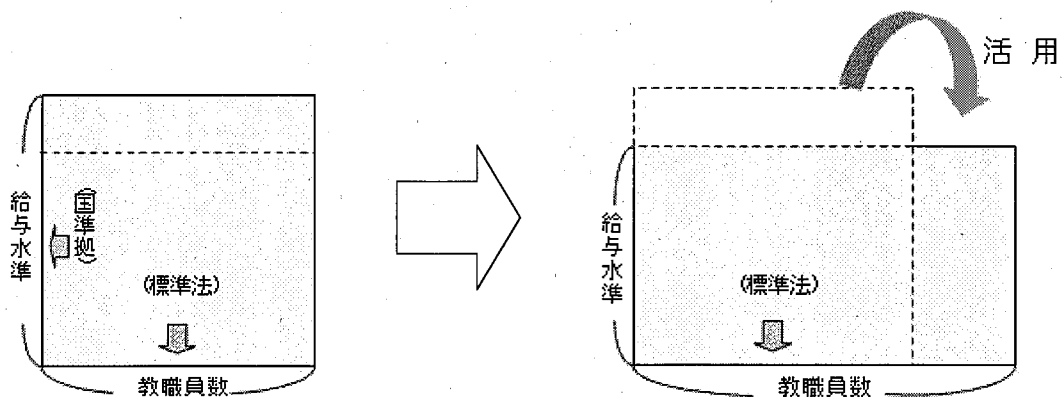
【義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）について】

市町村立学校及び特別支援学校の小・中学部の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担する。

国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舍指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

総額裁量制のイメージ



※制度創設前は、標準法による教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外であり、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少したが、制度創設後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった。

38 特別支援教育の充実について

《提案・要望の内容》

- 特別支援学校生徒の就労促進を図るために配置する障害者就労支援コーディネーターや、就学前幼児から高校生も含めた発達障がい教育の充実を図るために設置した発達障がい教育拠点に配置する通級担当職員について、国による財政措置を行うこと。
- 特別な支援を要する児童生徒が、障がいによる困難さを克服し、学習を効果的に進めるため、タブレット端末等ICT機器を活用した学習環境を整備する場合、国による財政支援措置を講ずること。
- 高等学校における発達障がいのある生徒に対する指導・支援の充実を図るため、都道府県や高等学校の意見も聞きながら、以下の事項について配慮すること。
 - 1 専門性のある支援員（特別支援教育支援員）の配置に係る財源措置の拡充
 - 2 義務教育段階での通級指導に類する実践における単位認定の弾力化

※本県では、東・中・西部各圏域に発達障がい教育拠点を設け、障害による適応の困難性が著しい児童生徒への指導、支援を行っている。また、各圏域に通級指導教室を設置し、通級指導教室の単独設置が難しい町村に在籍する児童生徒への指導、支援を行っている。

※タブレット端末に取り込んださまざまなソフトを活用することで、障がいのある児童生徒の学習上や生活上の困難が克服され、学習意欲が向上するなどの効果が上がっている。

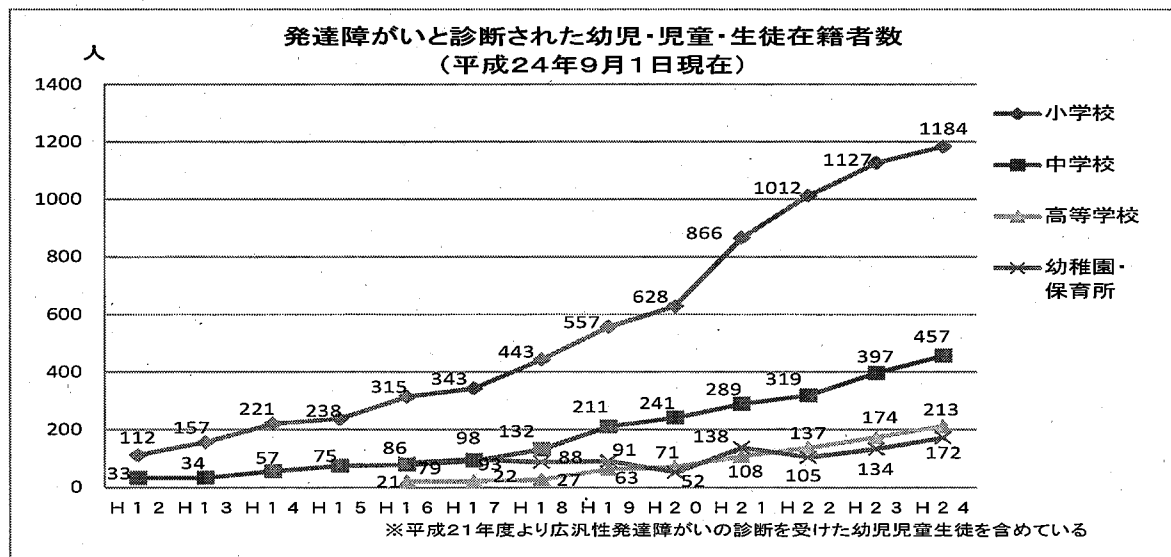
※全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向。

発達障がいと診断された当県高校生の数（H16：21人→H24：213人）

※今後も、高等学校における発達障がいのある生徒の増加が見込まれるため、抜本的な対策が必要。

＜参考＞

○発達障がいと診断された幼児児童・生徒の状況



39 簡易水道統合後の簡易水道施設についての国庫補助金交付要綱改正及び統合後の不採算経費に対する財政支援について

《提案・要望の内容》

- 平成28年度までの簡易水道等施設整備費に係る国庫補助を、上水道事業に統合後も対象となるよう国庫補助金交付要綱改正を行うこと。
- 簡易水道等を上水道事業へ統合後の不採算経費に対して国が恒常的な財政支援を行うこと。

※簡易水道については、隣接する上水道へ平成28年度までに統合する計画書を提出していなければ国の補助対象とならないとされ、鳥取市においても統合計画書を提出している。

鳥取市のように山間部の面積が広い自治体においては、統合の対象となる小規模な簡易水道等が多数存在し、一般会計からの繰り入れや国庫補助などを主要な財源として運営している。このまま隣接する上水道と統合すると、独立採算制である上水道事業の安定経営に支障をきたすことになる。また、国庫補助金交付要綱に定められた統合期限である平成28年度を過ぎれば、国庫補助金交付要件がさらに厳しくなることから、平成29年度以降の施設整備は上水道事業単独の負担となる。

<参考>

1. 簡易水道事業統合計画

上水道事業	1事業	平成28年度末統合後
簡易水道事業	67事業	上水道事業 1事業
飲料水供給施設	10施設	

2. 平成29年度以降の国庫補助要件

- ・他の水道施設から原則として200m以上の距離を有する。
- ・当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの事業整備費用が平均以上であること。

(参照)

平成22年4月9日厚生労働省通知「簡易水道等施設整備費の国庫補助について」

簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第3 国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設

別表第1 簡易水道再編推進事業・生活基盤近代化事業

※資本単価：20年間の減価償却費と支払利息の合計を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た、水1m³当たりの費用の額。

40 ライフライン機能強化等事業における交付基準の緩和について

《提案・要望の内容》

- 事業収入に直接結びつかない水道施設の耐震化整備を積極的に進めるため、交付基準（資本単価要件、水道料金要件の緩和・撤廃）の見直しを行うこと。

<参考>

○平成24年度交付基準

- ・資本単価要件：1立方メートル当たり90円以上であること。（鳥取市 68.0円）
- ・水道料金要件：1か月に10立方メートル使用した場合の水道料金が1,119円よりも高いこと。（鳥取市 966円）